

人間環境大学合理的配慮に関する学生支援規程

(目的)

第1条 この規程は、学生委員会規程第3条第7号に規定する障がい学生支援について、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他の法令に基づき、人間環境大学（以下「本学」という）において、不当な差別的取り扱いを禁止および合理的配慮の提供に必要な事項等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「障がいのある学生」とは、本学に所属する学生等（本学の入学試験を受験する者を含む）であって、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他心身の機能障がい（以下「障がい」と総称する）があるものであり、かつ、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2)「不当な差別的取り扱い」とは、本学における教育、研究その他の活動に関して、正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのある学生を障がいのない学生より不利に扱うことをいう。
- (3)「合理的配慮」とは、障がいのある学生が、本学における教育、研究その他の活動に関して障がいのない学生と等しく機会を享受するために、個々の場面において現に必要としている社会的障壁を除去する措置であって、それに伴う負担が過重でないものをいう。なお、社会的障壁とは、障がいのある学生にとって、日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(責務)

第3条 学長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がい学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

- 2 学部長および研究科長は、各学部および大学院研究科において障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、合理的配慮を提供しなければならない。
- 3 教育職員および事務職員は、当該部局において障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、合理的配慮の提供に努めなければならない。
- 4 過重な負担の有無は、個別の事案ごとに以下の要素等を考慮し、具体的な場面および状況に応じて総合的かつ客観的に判断するものとし、教育職員および事務職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障がいのある学生にその理由を説明するものとする。
 - (1)本学における教育、研究その他の活動への影響の程度（当該活動の目的、内容および機能を損なう程度）
 - (2)実現可能性の程度（物理的および技術的制約または人的および体制上の制約）
 - (3)費用および負担の程度
 - (4)本学の規模
 - (5)本学の財政および財務状況

(合理的配慮の申し出)

- 第4条 合理的配慮は、入学志願時および入学後のいずれにおいても、障がいのある者本人等が、入学志願時においては入試課、入学後においては学生支援課に申し出るものとする。
- 2 入学志願時の申し出においては、受験上の配慮および修学上の配慮を申し出ることができる。
 - 3 入学後の申し出においては、修学上の配慮を申し出ることができる。
 - 4 配慮の申し出は、大学が指定する申請書を提出しなければならない。
入学志願時は「障がい等による受験上の配慮申請書」、入学後は「障がい等による修学上の配慮申請書」を提出するものとする。
 - 5 前項の申し出にあたっては、入試課または学生支援課が障害者手帳またはそれに準ずる障がいがあることを示す診断書等を基に、障がいのある学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行う。

(合理的配慮計画の策定)

- 第5条 合理的配慮の申し出に対して、合理的配慮検討委員会が合理的配慮の必要性の有無、および合理的配慮の範囲等について協議を行い、配慮計画を策定する。

(合意の形成)

- 第6条 学部および大学院研究科の学生委員長、または入試課長は、当該学生に対し実施する合理的配慮の内容について十分な話し合い機会を設け、合理的配慮の内容に関する共通理解および合意の形成を図る。

(合理的配慮の実施)

- 第7条 合理的配慮は、配慮の申し出のあった学生が所属する学部、大学院研究科、または入試課が、主たる責任をもって実施する。
- 2 合理的配慮の実施における関係部局間の調整、学外機関との連携等は、入試課または学生支援課が行う。

(相談対応)

- 第8条 入試課または学生支援課は、合理的配慮の提供が円滑に行われるよう、障がいのある学生、教育職員および事務職員からの相談に応じ、合理的配慮の課題の解決に努めなければならない。
- 2 受験上の配慮の相談対応は、入試課が行う。
 - 3 修学上の配慮の相談対応は、学生支援課が行う。

(研修・啓発)

- 第9条 本学は、障がいのある学生、障がいのない学生、教育職員および事務職員が相互に人格および個性を尊重し合いながらよりよい人間関係を築くとともに、本学における障がいを理由とする差別を解消することを推進する。
- 2 前項の目的のために、学生、教育職員および事務職員に対して必要な研修および啓発を行う。

(情報公開)

- 第10条 本学は、障がいのある学生への合理的配慮に関する方針等について情報公開し、社会に対する説明責任を果たすものとする。

(個人情報の保護)

第 11 条 教育職員および事務職員は、合理的配慮の過程において知り得た障がいのある学生の個人情報（障がいや相談の内容を含む）の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、必ず本人の同意を得るものとする。ただし、障がいのある学生への合理的配慮の提供に必要と本学が判断した場合、集団守秘義務を十分に遵守しつつ教育職員および事務職員間で個人情報の共有を行うことができる。

(規程の主管部署)

第 12 条 この規程は、学生支援部が主管する。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成 29 年 8 月 23 日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の施行をもって、人間環境大学障がい学生支援規程は廃止する。

附則 この規程（改正）は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。